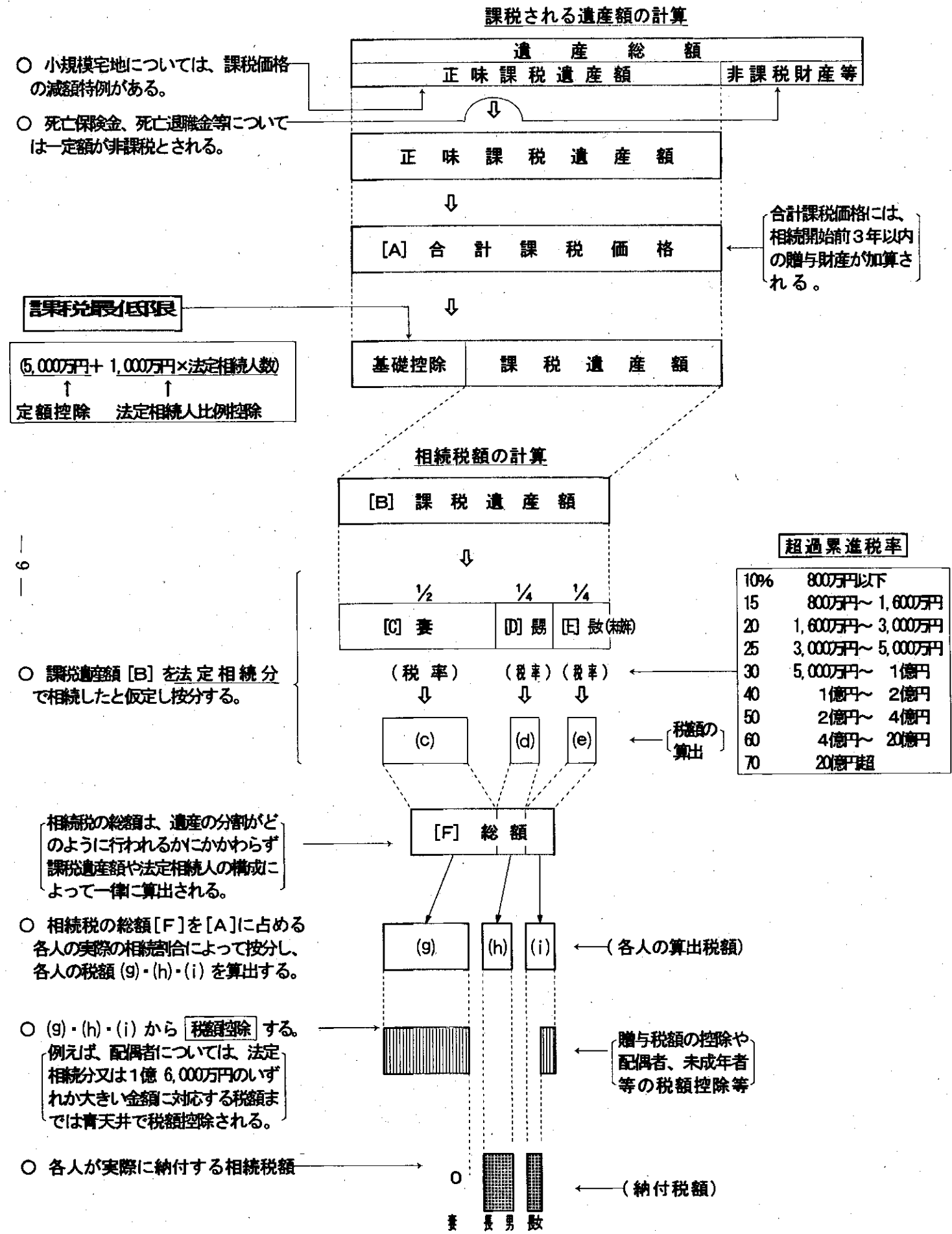
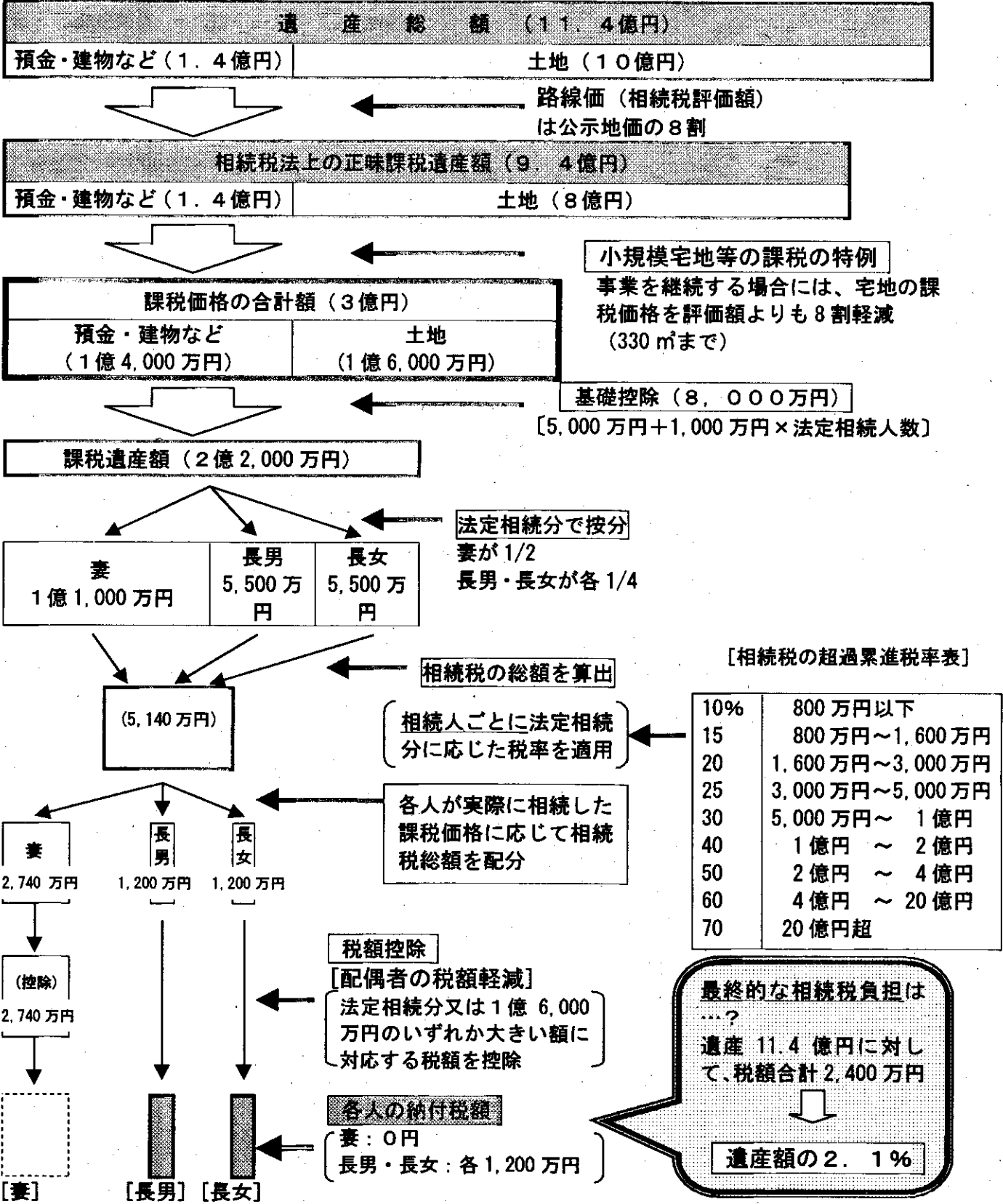


◎ 相続税の基本的仕組み



相続税の実際の負担（個人で電器店を営むAさんのケース）

- Aさんの場合
- 妻・長男と電器店を営んでいたAさんの遺産は、秋葉原駅付近にある店舗、銀行預金などあわせて11.4億円（このうち、土地（330㎡）が10億円）
 - 残された家族（妻・子2人）は、妻が土地を、2人の子がその残りを相続し、店は妻と長男が続けていくことに



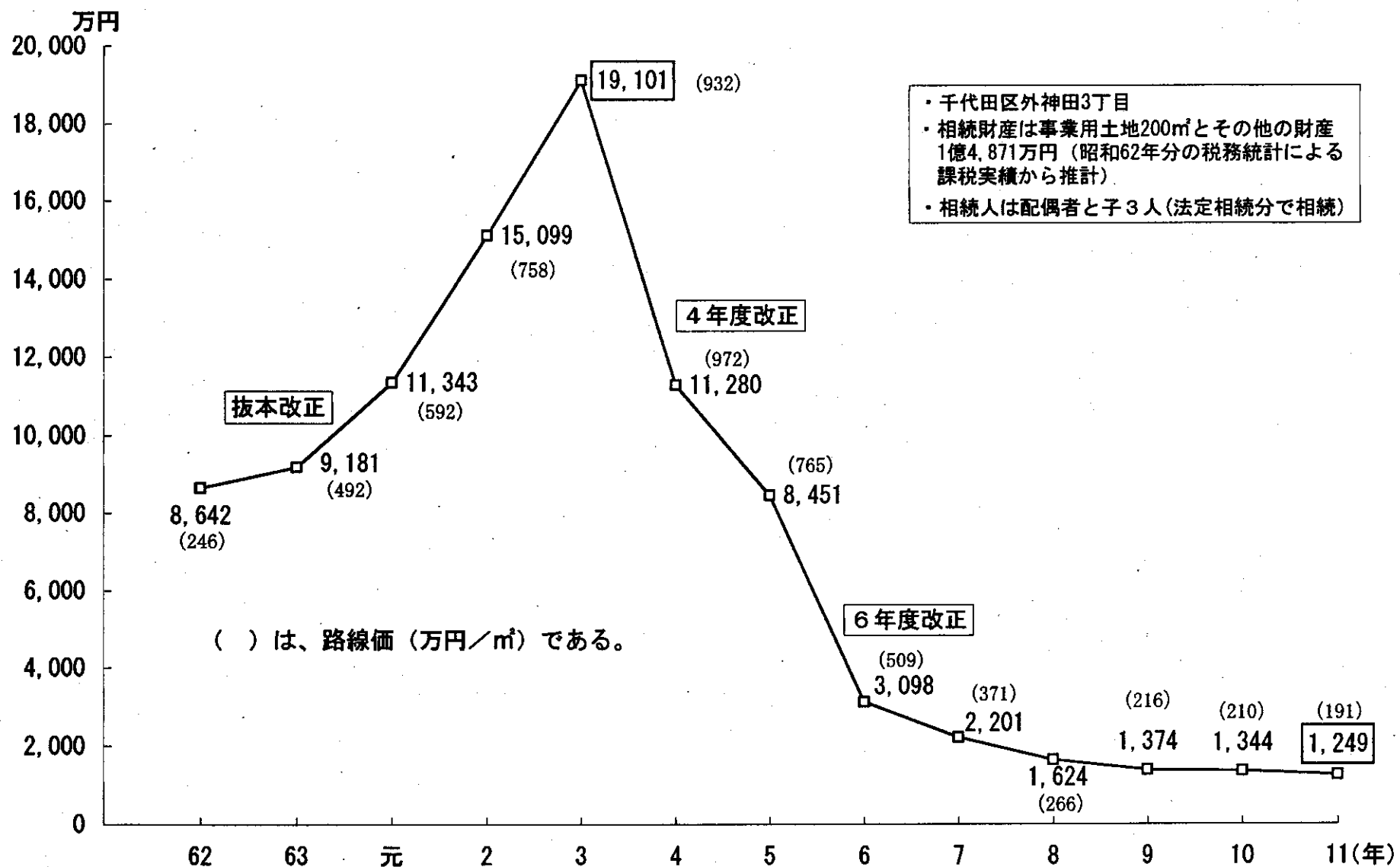
○ 相続税の主な改正

区 分	抜 本 改 正 前	抜本改正（昭和63年12月） （昭和63年1月1日以降適用）	平成4年度改正 （平成4年1月1日以降適用）	平成6年度改正 （平成6年1月1日以降適用）
(1) 遺産に係る基礎控除 { 定額控除 法定相続人数比例控除	2,000 万円 400万円×法定相続人の数	4,000 万円 800万円×法定相続人の数	4,800 万円 950万円×法定相続人の数	5,000 万円 1,000万円×法定相続人の数
(2) 税 率	10% 200万円 以下 15" 500万円 " 20" 900万円 " 25" 1,500万円 " 30" 2,300万円 " 35" 3,300万円 " 40" 4,800万円 " 45" 7,000万円 " 50" 1 億 " 55" 1億 4,000万円 " 60" 1億 8,000万円 " 65" 2億 5,000万円 " 70" 5 億 " 75" 5 億 超 (14段階)	10% 400万円 以下 15" 800万円 " 20" 1,400万円 " 25" 2,300万円 " 30" 3,500万円 " 35" 5,000万円 " 40" 7,000万円 " 45" 1 億 " 50" 1億 5,000万円 " 55" 2 億 " 60" 2億 5,000万円 " 65" 5 億 " 70" 5 億 超 (13段階)	10% 700万円 以下 15" 1,400万円 " 20" 2,500万円 " 25" 4,000万円 " 30" 6,500万円 " 35" 1 億 " 40" 1億 5,000万円 " 45" 2 億 " 50" 2億 7,000万円 " 55" 3億 5,000万円 " 60" 4億 5,000万円 " 65" 10億 " 70" 10億 超 (13段階)	10% 800万円 以下 15" 1,600万円 " 20" 3,000万円 " 25" 5,000万円 " 30" 1 億 " 40" 2 億 " 50" 4 億 " 60" 20億 " 70" 20億 超 (9段階)
(3) 配偶者に対する相続税額の 軽減	遺産の2分の1又は4,000万円 のいずれか大きい金額に対応す る税額まで控除	配偶者の法定相続分又は8,000 万円のいずれか大きい金額に対 応する税額まで控除		配偶者の法定相続分又は 1億6,000万円のいずれか大き い金額に対応する税額まで控除
(4) 死亡保険金の非課税限度額	250万円×法定相続人の数	500万円×法定相続人の数		
(5) 死亡退職金の非課税限度額	200万円×法定相続人の数	500万円×法定相続人の数		
(6) 税額控除 { 未成年者控除 障害者控除 特別障害者控除	20歳までの1年につき3万円 70歳までの1年につき3万円 70歳までの1年につき6万円	20歳までの1年につき6万円 70歳までの1年につき6万円 70歳までの1年につき12万円		

○ 小規模宅地等の相続税の課税の特例の改正

区 分	減 額	割 合
(1)居住又は事業の継続と いう要件を満たす事業 用宅地又は居住用宅地	事業用 40 % 居住用 30 %	70 % 60 % 80 %
(2)上記以外の事業用宅地 又は居住用宅地	事業用 40 % 居住用 30 %	70 % 60 % 50 %
(3)不動産貸付、駐車場用 宅地等	事業用 40 % それ以外 40 %	70 % 0 % 50 %

相続税の負担の推移（商業地）

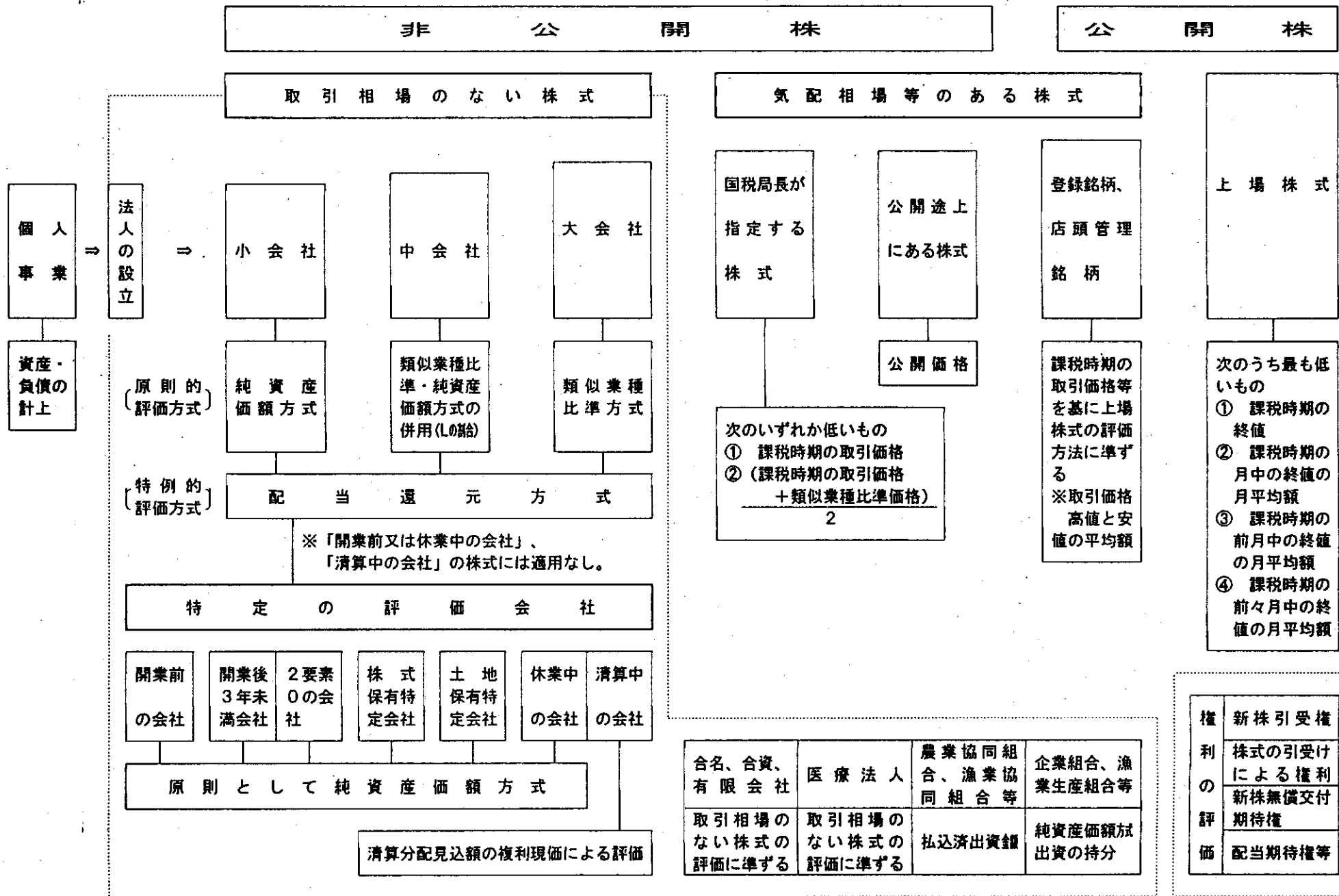


小規模宅地等の相続税の課税の特例の概要

区 分 \ 内 容		土地等の価額の減額割合	適用対象面積
事業用宅地	事業を継続	80%	330㎡まで (平成10年12月31日までの相続については200㎡まで)
	事業を継続せず	50%	200㎡まで
居住用宅地	居住を継続	80%	200㎡まで
	居住を継続せず	50%	200㎡まで
不動産貸付、駐車場等に利用されている宅地		50%	200㎡まで

(注) 小規模宅地等が事業用宅地（事業を継続）とそれ以外のものがある場合には、適用対象面積の調整がある。

会社の規模等と株式評価の適用方法



取引相場のない株式の評価方法

原則的評価方式

規模の大きい会社 (大会社)	類似業種比準方式 (純資産価額方式による頭打ち)
規模の中位の会社 (中会社)	類似業種比準方式と純資産価額方式との併用方式 (純資産価額方式による頭打ち)
規模の小さい会社 (小会社)	純資産価額方式 (類似業種比準方式と純資産価額方式との併用) 方式の選択もできる
特定の評価会社 (株式保有特定会社 土地保有特定会社 開業後3年未満の会社等 開業前の会社等)	原則として純資産価額方式

特例的評価方式

配当還元方式 (評価算式) $\frac{\text{その株式に係る年配当金額}}{10\%} \times \frac{\text{その株式1株当たりの資本金の額}}{50\text{円}}$ (年配当金額の最低は、2円50銭)	ただし、原則的評価方式による評価額で頭打ち (適用株式) 同族株主のうちの経営支配権のない株主及び従業員株主のような少数株主が取得した株式
--	---

○ 原則的評価方式の評価算式

1 類似業種比準方式 (大会社)

(類似業種平均株価) (配当) (利益) (簿価純資産) (調整割合)

$$A \times \left[\frac{\frac{\text{B}}{\text{B}} + \frac{\text{C}}{\text{C}} + \frac{\text{D}}{\text{D}}}{3} \right] \times 0.7$$

(B、C及びDは評価会社の1株当たりの金額)
(B、C及びDは類似業種の1株当たりの金額)

2 類似業種比準方式と純資産価額方式との併用方式 (中会社)

類似業種比準価額 × L + 純資産価額 (相評ベース) × (1-L)

$$L \text{ の割合} = \begin{cases} \text{大会社に近いもの} & \dots\dots\dots 0.90 \\ \text{中間のもの} & \dots\dots\dots 0.75 \\ \text{小会社に近いもの} & \dots\dots\dots 0.60 \end{cases}$$

3 純資産価額方式 (小会社)

$$\left[\begin{array}{c} \text{総資産価額} \\ \text{(相評ベース)} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{負債の} \\ \text{合計額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{※ 評価差額に対する} \\ \text{法人税等相当額} \end{array} \right]$$

発行済株式数

$$\begin{array}{l} \text{※} \\ \text{評価差額に} \\ \text{対する法人} \\ \text{税等相当額} \end{array} = \left[\begin{array}{c} \text{相続税評価} \\ \text{額による純} \\ \text{資産価額} \end{array} - \left[\begin{array}{c} \text{帳簿価額に} \\ \text{よる純資産} \\ \text{価額} \end{array} \right] \right] \times 0.42$$

(注) Lの割合を0.50として上記2の算式によることができる。

(参考1) 大・中・小会社の定義

- (1) 従業員が100人以上の会社は、大会社とする。
 (2) 従業員が100人未満の会社は、次による。

○ 卸 売 業

取引金額 総資産価額 及び従業員数	2億円未満	2億円以上 2.5億円未満	2.5億円以上 5.0億円未満	5.0億円以上 8.0億円未満	8.0億円以上
・ 8,000万円未満 又は10人以下	小会社				
・ 8,000万円以上 ・ 10人以下を除く	中 会 社 (L=0.60)				
・ 7億円以上 ・ 30人以下を除く		中 会 社 (L=0.75)			
・ 14億円以上 ・ 50人以下を除く			中 会 社 (L=0.90)		
・ 20億円以上 ・ 50人以下を除く					大 会 社

○ 小売・サービス業

取引金額 総資産価額 及び従業員数	6,000万円未満	6,000万円以上 6億円未満	6億円以上 1.2億円未満	1.2億円以上 2.0億円未満	2.0億円以上
・ 5,000万円未満 又は10人以下	小会社				
・ 5,000万円以上 ・ 10人以下を除く		中 会 社 (L=0.60)			
・ 4億円以上 ・ 30人以下を除く			中 会 社 (L=0.75)		
・ 7億円以上 ・ 50人以下を除く				中 会 社 (L=0.90)	
・ 10億円以上 ・ 50人以下を除く					大 会 社

○ 卸売業、小売・サービス業以外の業種

取引金額 総資産価額 及び従業員数	8,000万円未満	8,000万円以上 7億円未満	7億円以上 1.4億円未満	1.4億円以上 2.0億円未満	2.0億円以上
・ 5,000万円未満 又は10人以下	小会社				
・ 5,000万円以上 ・ 10人以下を除く		中 会 社 (L=0.60)			
・ 4億円以上 ・ 30人以下を除く			中 会 社 (L=0.75)		
・ 7億円以上 ・ 50人以下を除く				中 会 社 (L=0.90)	
・ 10億円以上 ・ 50人以下を除く					大 会 社